

国鉄民営化不当解雇 27 周年 2/16 労働者集会挨拶

下山房雄（1 万人最高裁署名運動呼びかけ人）

27 年前の今日つまり 1987 年 2 月 16 日、1 万人近い国鉄労働者が JR に採用されず清算事業団行きと成る通知を受けました。国鉄民営化に反対していた国労、全動労、千葉動労組合員を労組法 7 条、憲法 28 条に違反して採用差別した第一の首切り通知でした。そしてその 3 年余の後、その清算事業団に滞留を余儀なくされていた 1047 名が解雇されました。第二の首切りです。

賃金雇用などの労働条件を差別することで団結権を侵害する不当労働行為の禁止は、第二次大戦後「労働民主化」のために制定された最初の法律＝旧労組法（1945 年 11 月制定）の 11 条規定に始まり、1947 年 5 月施行の最高法規＝日本国憲法 28 条に定められたものです。しかし、組合活動家にたいする差別的解雇は、戦後一貫して繰り返し行われてきたのです。高度成長が始まる以前と高度成長終焉後は、整理解雇＝経済的解雇の対象者リストに組合活動家を多く含める形で、失業が無くなったとまで言われた高度成長期には活動家を個別的に解雇する形で、行われたのです。

それらの不当解雇に反対する争議は、もちろん闘われてきました。その解雇反対争議の多くは、労組—争議団—支援者組織の三層を主体として、労組全体が「会社派」の場合は争議団—支援者組織の二層を主体として、労働委員会—裁判所の労使第 3 者機関の場を主軸とする闘いでした。当然に勝利もあれば敗北もあります。スタンダードヴァキューム自主労組のように約 30 年の不当解雇撤回闘争を続けている所もあります。

解雇撤回がなされ職場に戻った勝利の他に、職場に戻れなかった金銭解決も勝利と言われてきました。しかしこの金銭解決の勝利は、為された解雇を撤回し争議和解成立日までのバックペイを行った上で、その日に自己退職をするというものです。雇用問題を切り離してなされた「4 者 4 団体」2010 年 6 月の「政治解決」は、ゼロ＋ α と言われた四党合意の線＝80 万円と比べればはるかに高額の 2 千万円を超える個人配分獲得の成果ではありますが、戦後争議史上の勝利的金銭解決のカテゴリーではありません。

改革法 23 条是認の 2003 年 12 月最高裁判決にかりに従って、JR に法的責任は無く、国鉄継承法人としての鉄建公団が不当労働行為の責任をとるとするならば、白石判決が認めた 3 年の JR 雇用（第一の首切りを無効としながら第二の首切りは有効としたようなもの）から続いて高石さんら 9 人の定年時までの JR 雇用を認め、その間の賃金を保障し、加えて対応する年金損失分の保障をする損害賠償を鉄建公団にさせてこそ勝利的金銭解決となるのです。来たるべき最高裁判決はその線のものでなければなりません。

この線に照らしての 2005 年の難波判決と 13 年 9 月の難波判決に共通する難点弱点は、実際の JR 発足の際には採用候補名簿記載者は全員が採用されたのにも関わらず、その JR 当局の実践を超えての法解釈、すなわち名簿に記載されても実際に採用されないことがあり得るとの法解釈を行って解雇撤回 JR 採用を認めないところにあります。この点で JR 当局の経営実践よりもいっそう反労働者的な法理念というほかありません。

百歩譲って、改革法に拠って JR を法的責任をとらない位置に置いて、JR 採用があつて定年まで JR に勤務し損ねたのは国鉄の不当労働行為に拠るわけですから、最高裁判決は地裁白石判決内容を JR 雇用 3 年から各自の定年時まで延長しての賃金バックペイを含む損害賠償を鉄建公団に払

わせる内容に修正しての判決であるべきです。その修正判決実現に向けて 10 万人署名運動を是非成功させましょう。(以上)